○厚生労働省告示第二百三十号

に定め、平成三十年五月二十二日から適用する。 算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のよう、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の働省告示第九十三号)第一項第五号及び別表5の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労

平成三十年五月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

が別に定める者の一部を改正する告示院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病

第九十五号)の一部を次の表のように改正する。第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名(平成二十年厚生労働省告示(厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正)

农 旧 	农 旧信
接号 疾患 傷病名 手術 手術・処置等1 手術・処置等2 定義副傷病名 コード ICDコード 区分番号等 区分番号等 区分番号等 疾患コード	接患 傷病名 手術・処置等1 手術・処置等2 定義副傷病名 一
3096から (略) (略) (略) (略) (略)	3096から (略) (略) (略) (略) (略) (略)
(略)	(略)
3242及び (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) なし ウステキスマブ・セ タカスマフ・コロダ ルマフ・イキセキズ マブ・ゲセルクマブ・インリキシマブ アダリムマブなし (略) (略)	3242及び (略)
(略)	(略)

定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規

次の表のように改正する。 の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第百四十号)の一部を第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号

松 旧 後				岁 旧恒		
別表			別表	別表		
	薬剤	番号		薬剤	番号	
(略)			(略)			
<u>25</u>	パシレオチドパモ酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3483	(新設)	(新設)	(新設)	
<u>26</u>	ダブラフェニブメシル酸塩(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1965から1967まで、19 76、1977、1987及び19 88	(新設)	(新設)	(新設)	
<u>27</u>	トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1965から1967まで、19 76、1977、1987及び19 88	(新設)	(新設)	(新設)	
<u>28</u>	ミガーラスタット塩酸塩(当該薬剤の添付文書において 記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3 月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定によ り承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3498から3503まで	(新設)	(新設)	(新設)	
29	テジゾリドリン酸エステル(当該薬剤(錠剤に限る。) の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又 は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14 条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係る ものに限る。)	2458から2465まで、24 67、2469から2471まで 、2475から2477まで、 2481から2485まで、32 28、3229、3255から32 60まで、3423から3432 まで、3441から3444ま で、4290及び4291	(新設)	(新設)	(新設)	
<u>28</u>	テジゾリドリン酸エステル(当該薬剤(注射薬に限る。)の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	2458から2465まで、24 67、2469から2473まで 、2475から2477まで、 2479、2481から2485ま で、3228、3229、3255 から3260まで、3423か ら3444まで、4290及び 4291	(\(\partial \)	(新設)	(新設)	

	<u>30</u>	コンドリアーゼ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量 (平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	3128から3131まで
	<u>31</u>	シロリムス(当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	<u>3245から3247まで</u>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)